

令和5年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 4分  
閉会 午前11時43分

場所 第7委員会室

出席委員 阿左美健司委員長  
深谷顕史副委員長  
鈴木まさひろ委員、松本義明委員、横川雅也委員、岡田静佳委員、  
武内政文委員、諸井真英委員、武田和浩委員、小早川一博委員、  
伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

工藤由起子公安委員長、鈴木基之警察本部長、  
丹下浩之総務部長、中村振一郎 警務部長、川上博和生活安全部長、  
上條浩一地域部長、菅谷大岳刑事部長、荻野長武交通部長、  
大塚健滋警備部長、小駒真次財務局長、佐藤拓也監察官室長、  
関根英勝警務課長、川邊守総務課長、原政樹会計課長、  
中出功生活安全総務課長、新井誠地域総務課長、磯部健一刑事総務課長、  
正木浩組織犯罪対策課長、田中守交通総務課長、前田真一交通指導課長、  
風間康男交通規制課長、小久保和浩運転免許課長、藤沼誠公安第一課長

[危機管理防災部関係]

犬飼典久危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長  
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、  
宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算第2号のうち、警察本部関係	原案可決
第96号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第108号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

自転車の事故及び取締り

報告事項(危機管理防災部関係)

防災航空体制について

### 【付託議案に対する質疑】

#### 松本委員

- 1 第91号議案について、6億753万円と、高額であることを踏まえ、高齢者講習施設庁舎の元の建設費がいくらか。機能はどういうものになるのか。
- 2 ヒ素を含む土壌は通常の土壌よりもどれくらい処分費が高くなるものか。また、今回基準不適合土壌はどのぐらいの量になるのか。
- 3 第108号議案について、埼玉県以外の地方公共団体の職員となった場合に、勤続期間を通算した退職手当が支給される根拠は何か。
- 4 元職員に対する退職金はいくらか、また、損害賠償金額はどのように算出されるのか。

#### 財務局長

- 1 高齢者講習施設は、今後、大幅な増加が見込まれる高齢運転者の新たな受皿として、高齢者講習をはじめ、運転技能検査や認知機能検査等を行う施設である。高齢者講習の実車指導や運転技能検査を行うための専用コースに加え、講習室20室、認知機能検査室4室を設置することとしており、現在、令和6年5月の運用開始に向け令和4年から建設工事を進めている。工事の進捗状況は、現在、屋上の躯体工事に着手しているとともに、雨水貯留槽設置工事を令和5年4月から開始している。建設事業費として、6億2,672万1千円、令和2年度から3年度に実施した設計費を含めると、6億3,473万7千円となっている。
- 2 1号雨水貯留槽容量は約2,000立方メートル、2号雨水貯留槽は約3,000立方メートルが貯留できるものであり、その設置工事的なかで発生する土壌量として22,138立方メートル、駐車場部分整備工事は3,500立方メートル、合わせて25,638立方メートルの基準不適合土壌を想定している。当初予定していた通常の土壌の処分では、約4億9千万円を見込んでいた。これを、基準不適合土壌として処分する必要があるため、その処分費としては、約11億円となり、その差引き金額6億753万円を今回補正する。普通土では、1立方メートル当たり15,400円、汚泥では31,900円となっている。ヒ素が含まれた土壌だと42,900円となり、普通土で27,500円、汚泥で11,000円の増加となる。

#### 警務課長

- 3 再就職先の条例に地方公務員を対象とする通算規定がある場合は、再就職先を退職する際に、勤続期間を通算した退職手当が支給される。
- 4 退職手当の金額は、4,743,421円である。遅延損害金は、民法の規定により、未払金である退職手当に対して、支払日まで年5分の利率により計算した額である。なお、民法の改正により、現在は年3分の法定利率であるが、遅延が発生した最初の日における法定利率が適用されるため、今回の事案については、年5分の法定利率が適用される。

#### 鈴木委員

- 1 ヒ素が土壌に含まれていた原因は何か。
- 2 地域の周辺住民に対して、どのような対応を取っているのか。
- 3 高齢者講習施設が運用開始された時に、工事は継続しているのか。また、工事を継続

している中で、施設敷地内に利用者がいても問題はないのか。

4 退職金について、なぜ誤認したのか、チェック体制はなかったのか。

5 現在は同様の事案が発生しないように対策を取っているのか。今回と同じように退職手当の未払いは発生していないのか。

### 財務局長

1 ヒ素の原因の特定は非常に難しく、旧小児医療センター運用時に駐車場として利用していたこと、旧小児医療センター跡地のヒ素検出の原因が自然由来の可能性が高いとの調査結果が出ていることなどを勘案すると、当該土地も自然由来である可能性が高いと考える。

2 検出結果は、令和5年9月1日に近隣住民21世帯の方に説明を実施した。また、県警記者クラブに発表するとともに県警のホームページにおいて公表している。今後は、最終調査が出た時点で公表を実施するが、おおむね来年の2月頃になるかと想定している。併せて住民説明も実施する予定である。

3 処分土の掘削から搬出に相当期間を要するため、令和6年5月の開所後も雨水貯留槽設置工事、外構・駐車場設置工事の一部などについて工事が進められていく予定である。運用開始後の工事エリアは、高さ2mの鉄板の仮囲いで分離するとともに、工事用車両の出入口を一般来庁者用出入口と別に分けて、一般来庁者の安全を確保する予定である。

### 警務課長

4 通常、事務担当者が、通算規定の有無を地方公共団体等に確認することを原則としているが、今回の事案では元職員から通算規定を利用したい旨の申出を受けたことにより、事務担当者が再就職先で通算規定が適用できると誤認し、再就職先へ通算規定に関する確認を怠ったことが原因と考えられる。チェック体制は、当時の事務担当者と元職員との間で、通算規定についてのやり取りをしている記録があったため、上職者は、事務担当者が再就職先に通算規定に関する確認を行ったと誤認し、確認が不徹底となったことが、誤りに気付けなかった一因と考えられる。

5 現在は、職員が退職に引き続いて公務員に採用される場合、採用先に対して、勤続期間の通算規定の有無に関する証明書の発行と関係規定の提出を依頼して確認している。また、未払いの発生は、退職手当の支出関係書類や退職者の関係資料等により、調査中である。

### 鈴木委員

ヒ素の量に関しては、周辺住民に対してリスクは極めて低いという認識でよいのか。また、説明時の周辺住民の方々の反応はどのようなものだったのか。

### 財務局長

当該工事場所は、平成30年度に小児医療センター解体時に検査した結果ヒ素が検出されたものである。その時点においても、人体に影響があったという報告はないため、現在においても危険性がないと考えている。住民からは理解は得られたと認識している。

### 小早川委員

1 第91号議案について、今後、更にヒ素が検出され、追加の補正予算が必要となる場合もあるのか。

- 2 検出したヒ素は基準値0.01以下を超えているが、危険性はないのか。
- 3 第108号議案について、過去に今回と同じように退職手当の未払いは発生していないのか。
- 4 担当していた職員や上司の責任はどのように考えているのか
- 5 過去の事案について、どこまで遡って調査をしているのか。

#### 財務局長

- 1 今回の調査において、今後発生する処分土の全ての土壌検査を実施するので、今後新たに補正を必要とする事案はない。
- 2 当該敷地は平成30年度以降、用途の変更はない状態であり、当該ヒ素も自然由来の可能性が非常に高く、また、人体等への健康被害の報告を受けてないため、危険性はないと考えている。今後発生する土壌は、シートなどで囲み、飛散しないよう進めていく。

#### 警務課長

- 3 退職手当の支出関係書類や退職者の関係資料等により、調査中である。
- 4 事案の詳細は調査中であり、調査結果を踏まえて適切に対処していく。
- 5 退職手当に関する文書の保存期間が5年間であるため、それ以前の支給状況を調査することは困難である。今後、退職者等から退職手当に関する問合せがあった場合、適切に対応していく。

#### 武内委員

第108号議案について、退職金の支払いの時効は5年だと思うが、今回の場合は時効の計算する期間はどのようになっているのか。時効を過ぎても払うことは可能だと思うがどうか。

#### 警務課長

退職手当の支給に関する請求については5年間であるが、退職手当は退職をした日から1か月以内に支払うということになっており、今回の退職手当の支払いは、5年以内に時効を更新して支払っているため特に問題はない。

#### 伊藤委員

- 1 第91号議案について、今後のヒ素の調査、処分等のスケジュールはどのようになっているのか、また、運び出された土砂はどのように処理されるのか。
- 2 講習で来所する方に対してヒ素の検出について周知する予定はあるのか。

#### 財務局長

- 1 処分土は、掘削から搬出までの間に処分の都度、調査を実施し、その結果に基づき、適正に処分を実施する予定である。最終調査は、令和6年1月頃になる予定で、その結果は、令和6年2月頃に公表を実施する予定である。併せて住民への説明も実施していく。基準不適合土壌は、専用処理場まで飛散しないよう細心の注意を払いながら搬出し、適正に処分を実施する。

#### 運転免許課長

- 2 運用開始後の工事エリアについて、現場で、立入禁止などの立て看板により案内をす

るほか、ホームページや講習等の対象者に通知するハガキなどで事前周知を徹底し、来庁者に対する安全の確保を実施していく。

#### 横川委員

第108号議案について、条例に基づいた対応を行い、再就職先が通算として積算できるかを確認することができなかった。根拠となる条例も見たが、相手方の受入機関が通算して考えられるかどうかにより答えが変わってくる。その対応の仕方が現条例には書いていないということが、こうしたことを引き起こしたのではないかという懸念から、条例自体に対する見直しも必要なのではないかと思うが、どう考えているのか。

#### 警務課長

県の退職手当条例については、県警察本部は所管になっていないためこの関係について意見を申し上げることは控える。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【所管事務に関する質問（自転車の事故及び取締り）】

##### 松本委員

今年の4月から自転車乗用中のヘルメットの着用が努力義務となったこと、県では平成30年から自転車保険への加入が義務化されたことなど、自転車を取り巻く環境が大きく変わっている。自転車自体も、いわゆるママチャリと言われるような自転車から、ロードバイクや電動自転車などが増加しているなど自転車自体も状況が変わっている中で、質問をする。

- 1 ヘルメット着用努力義務化や自転車保険への加入義務化など自転車を取り巻く状況が変化する中で、自転車事故防止のために、どのような対応、取締りを行っているのか。その評価はどうか。
- 2 県内での自転車事故はどのような発生状況か。
- 3 自転車の事故防止対策を講じる上での課題をどのように認識しているのか。
- 4 ヘルメットの着用が努力義務となっているが、新聞報道にもあるとおり、本県のヘルメットの着用率は大変低い。本県の着用率や着用率向上に向けどのようなことを取り組んでいるのか。
- 5 国で議論している青切符導入について情報を把握しているのか。
- 6 自転車事故対象者の特徴はどのようなものか。
- 7 ヘルメット着用率の調査方法と、着用率が高い県の取組について把握しているのか。

##### 交通総務課長

- 1 自転車事故防止のために、交通安全教育等による交通ルールの周知・啓発、違反者に対する指導取締りを通じて自転車利用者へのルール遵守を図り、交通事故防止対策を講じているほか、必要な交通規制等を行っている。また、小・中・高校生、高齢者、企業など、年齢層に応じた交通安全教育の実施、街頭キャンペーンや高齢者世帯訪問により、自転車の交通ルールの周知や啓発活動を行っている。街頭での交通違反者に対しては、令和5年8月末現在、指導警告カードを約140,000件交付したほか、信号無視で他の車に危険を生じさせたもの、遮断踏切立ち入りといった悪質、危険性の高い違反7

28件に対し、交通切符、いわゆる赤切符による検挙措置を講じるなど、厳正に対処している。指導取締りの結果については、県警察では国の動向や道路利用者のニーズを踏まえ、自転車の指導取締りを強化した結果と考えており、引き続き、道路利用者のニーズを踏まえながら積極的に取締りに取り組んでいく。

- 2 県内の自転車が関係する人身交通事故の件数は、平成25年中は9,888件であったが、減少傾向で推移し令和4年中は4,747件で、10年間でおよそ半減している。また、令和5年8月末における自転車が関係する人身事故は3,100件、死者11人、負傷者3,073人となっており、前年同期に比べて死者数については減少しているものの、件数及び負傷者については微増している。
- 3 県内の自転車事故を分析すると、自転車乗用中の事故で死傷した方のうち、安全不確認や一時不停止など、事故につながる違反が見られるケースが全体の約8割に上る。自転車は気軽で誰でも乗れるため、交通ルールをよく認識していない方が多くいると考えられる。引き続き、交通安全教育や広報啓発活動を強化するなど自転車利用者のルール周知をきめ細やかに図っていく。また、街頭において、現に違反した自転車利用者に対し指導警告、悪質、危険性の高い違反については積極的な検挙措置を一層講じていく必要があると考える。県警察では、特に自転車事故が多い地域や自転車利用が多い路線等で、重点的に指導取締りを強化することとしている。
- 4 本年7月に全国で行われた着用率調査の結果、埼玉県での自転車利用者のヘルメット着用率は6.1%全国42位と、全国平均13.5%を下回る結果となっている。ヘルメットは、着用が煩わしい、服装に合わないなどの理由で、進んで着用する意識が低いと考えられ、着用の浸透が困難な面もある。しかし、ヘルメット非着用による事故での致死率は、全国統計によると着用時に比べ約2.1倍に上り、ヘルメットによる被害軽減効果は高いことから、引き続き、着用促進に向けた取組に努めていく。県警では、9月に関係機関と連携した自転車ヘルメット着用促進事業を実施したほか、今後も街頭活動や交通安全教育での啓発活動を行いながら着用率の向上に努めていく。
- 5 警察庁の有識者検討会において、自転車の反則通告制度、いわゆる青切符の適用も含めた検討がされているとのことから、今後、こうした国の動向を注視し適切に対応していく。
- 6 本年8月末現在、自転車乗用中の死傷者3,084人の内、年齢層別で見ると高齢者が560人、全体の18.2%で、次いで50歳代427人、全体で13.8%、高校生が412人、全体の13.4%であり、特に高校生は3年間であるため、非常に事故に遭う率が高いことが伺える。自転車の事故3,100件のうち自転車が第一当事者となる事故は284件9.2%であるものの、自転車に何らかの違反がある事故については約8割に上ることから、今後とも自転車の指導取締り、啓発活動を積極的に取り組んでいく。
- 7 ヘルメット着用の調査方法については、国で統一の基準があり、県内では4か所、駅周辺で2か所、商業施設周辺2か所で警察官の目視により実施した。他県の状況は、着用率が高い県については、新聞報道等によると愛媛県が全国1位、59.9%で、平成25年に独自の条例を制定し、全年齢を対象に着用を努力義務化していたこと、平成27年以降も教育委員会などの働き掛けにより、県内の全高校で自転車通学時の着用を義務化したなどの理由から、着用率が高いと思われ、こういった取組の有無により全国の着用率の差が出ているものと思われる。今後の更なる取組については、年代別における各種自転車運転免許制度、講習制度による交通安全教育のほか、自転車違反者に対する指導時の周知、街頭や店舗駐車場等でのキャンペーン、ポスター、リーフレット、チラ

シ等による啓発、SNSの活用により周知を図っていく。また、サイクルマナーアップ  
セーフティ推進企業の拡大によるルール遵守機運の醸成、自転車ヘルメットの着用義務  
化を踏まえて、県内5校の高校を自転車ヘルメット着用モデル校に委嘱するなど、広報  
啓発活動を推進しており、引続き各種施策について粘り強く積極的に推進していく。

#### 諸井委員

- 1 電動アシスト自転車の現状をどのように把握し、取締りをしているのか。
- 2 電動アシストの枠から外れた自転車が販売されているが、県警察では把握しているのか。

#### 交通総務課長

- 1 電動アシスト自転車の関係する交通事故は、令和5年8月末現在で65件、負傷者71人を把握している。電動アシスト自転車は、ペダルをこぐ力を一定の速度まで電気モーターで補助するものとなっている。注意事項は、日本自動車連盟のホームページを要約し、各種キャンペーンの際に注意喚起をしている。電動アシスト自転車の普及が進むにつれて、自転車乗用中死者に占める電動アシスト自転車利用者の比率は高まるものと考えている。県警察では、電動アシスト自転車の特性を正しく理解し、安全に利用するための講習会を過去に開催した経緯もある。引き続き注意点を踏まえながら、各種安全教育やキャンペーン等で啓発活動を図っていく。特定小型原付や自動二輪に該当しないものについては、その定格出力等から適切に取締りを実施していく。
- 2 電動アシスト自転車は、先ほど申し上げた日本自動車連盟の注意事項もあることから、自転車販売業者に同注意事項の注意喚起等を図っており、継続しながら把握に努めていく。

#### 交通指導課長

- 2 特定小型原付や自動二輪に該当しないものについては、その定格出力等から適切に取締りを実施していく。